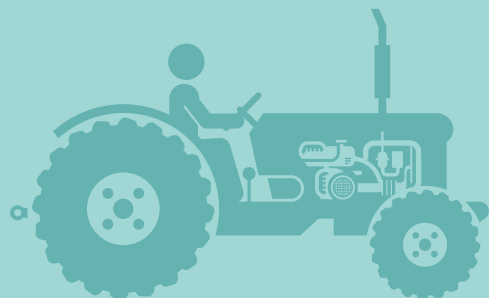


農機具 損害共済



作業時のもしもを、大きな安心で支える
NOSAIの農機具共済



鳥取県農業共済組合

加入できる農機具

所有している農機具で、田植機・トラクター・コンバイン等の農業用機械が加入できます。中古で購入した農機具は、付保割合条件付実損てん補特約を付けることによって加入できます。

補償期間

加入者が掛金を払い込んだ日の午後4時から1年間となります。

補償金額

新調達価額(新品の価額)の範囲内で、5万円から**1,000万円**までの加入ができます。

総合共済

①墜落・転覆



②火災



③衝突・接触



④破裂・爆発



⑤自然災害(地滑り・土砂崩れ等)



※地震・噴火・津波は特約への加入が必要です。

⑥鳥獣害

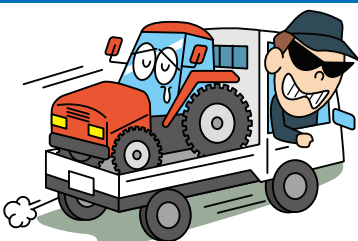


支払い
対象
となる事故

⑦落雷



⑧盗難(盗取・き損)



⑨異物の巻込



⑩第三者行為による不可抗力のき損



掛金表(1年分)

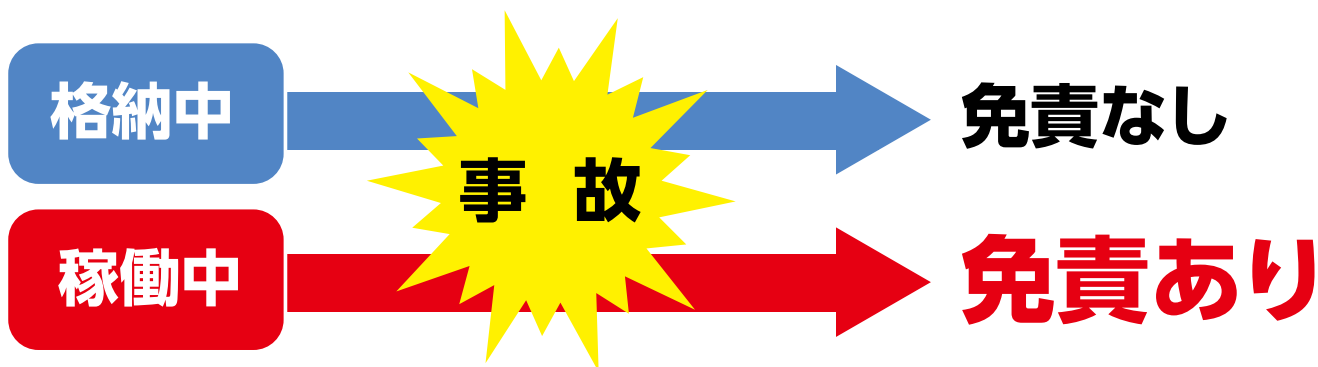
※掛金は抜粋一例です。

共済金額	10万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	1,000万円
共済掛金	620円	6,200円	12,400円	18,600円	24,800円	31,000円	62,000円

免責事項にご注意ください!

格納中以外の農機具事故について・・・

損害額の10%または**10万円**のいずれか少ない額が免責となります。



事故が起きたらすぐに連絡を!

事故発生のお知らせが、1ヶ月以上遅滞すると右記の通り免責となります。

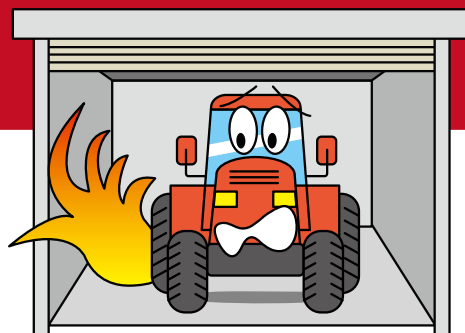
遅滞の月数	免責割合
●事故発生後1ヶ月以上2ヶ月未満	10%
● // 2ヶ月以上4ヶ月未満	20%
● // 4ヶ月以上6ヶ月未満	50%
● // 6ヶ月以上	70%

また、同一機械が共済責任期間内(1年間)に2回以上事故があった場合、2回目は損害額の30%、3回目以降は60%の免責があります。

ただし、すでに支払った共済金の合計額が免責計算額より少ない場合は、その少ない額が免責額となります。

火災共済

格納中の火災事故のみが対象となります。



掛金表(1年分)

※掛金は抜粋一例です。

共済金額	10万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	1,000万円
共済掛金	100円	1,000円	2,000円	3,000円	4,000円	5,000円	10,000円

共済金の支払いについて

新調達価額いっぱい
の加入をおすすめします!

- 1回の事故につき次の式によって算出します。

$$(\text{損害額} - \text{免責額}) \times \frac{\text{共済金額}}{\text{新調達価額}} = \text{災害共済金}$$

- 新調達価額と同じ共済金額であれば、損害額が全額近く支払われますが、満額加入でない場合は、加入割合に応じて支払われます。*

*事故後1年以内に復旧(購入)しなければなりません。1年以上経過した場合には、時価払いになります。



Q. 新調達価額300万円の農機具が稼動中に全損事故となった場合

- **満額加入** (共済金額300万円)の場合

$$(\text{損害額}300\text{万円} - \text{免責額}(10\text{万円})) \times \frac{\text{共済金額}300\text{万円}}{\text{新調達価額}300\text{万円}} = \text{290万円}$$

- **共済金額100万円**の場合

$$(\text{損害額}300\text{万円} - \text{免責額}(10\text{万円})) \times \frac{\text{共済金額}100\text{万円}}{\text{新調達価額}300\text{万円}} = \text{96万円}$$

↑ ↓ 194万円の差

お支払いできないことがあります!

- 故意、または重大な過失、共済金取得を目的とした損害。(一部免責になる場合があります)
- 機械的な欠陥、冷却水等の凍結、磨滅、腐食、サビ、自然消滅等によって生じた損害。
- タイヤ、クローラ、ベルト、パイプ、ホース類、爪、刃等の消耗品のみが生じた損害。
- 地震、津波、噴火によって生じた損害。(地震担保特約に付していない場合)
- 損害額の認定ができない場合。(共済事故の確認ができないもの)
- 修理しないで、そのままに放置され、復旧しない場合。(買い替える時は除く)
- 免責額を差し引いた損害額が農機具の価格の5%または10,000円のいずれか少ない額に満たないとき。
- 第三者の行為によって生じた場合で、損害賠償金等を全額取得したとき。
- 農作業以外の目的による事故



購入から14年を経過した農機具は、新調達価額（新品の価額）の50%が加入の上限となります。



引受制限の対象農機具におすすめ!

中古で取得した農機具、また新調達価額まで加入できない農機具についても、修理費用相当額を共済金としてお支払いできるようにする特約です。加入金額は、新調達価額の50%か中古で取得した価額のどちらか低い方になります。

加入の際には、約定割合を選択していただきます。

付保割合条件付き
実損てん補特約

$$\text{災害共済金} = (\text{損害額} - \text{免責額}) \times \frac{\text{共済金額}}{\text{新調達価額} \times \text{約定割合}}$$

付保割合条件付実損てん補特約付共済掛金表 (共済金額100万円当たり)

約定割合	50%	60%	70%	80%	90%
総合共済掛金	10,765円	9,315円	8,240円	7,415円	6,750円
火災共済掛金	1,413円	1,296円	1,212円	1,140円	1,067円

こちらの特約もオススメです!



- ・共済事故にあったとき、災害共済金の10%を加算してお支払いします。
- ・共済事故により死亡または入院されたとき、見舞金をお支払いします。

- ①200日以内に死亡・後遺障害を被ったとき
1名ごとに共済金額×30%(1回の事故につき最高50万円)
- ②30日以上入院加療を要したとき
1名ごとに共済金額×5%(1回の事故につき最高20万円)

臨時費用
担保特約

臨時費用担保特約付共済掛金表

共済金額	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	1,000万円
総合共済掛金	6,920円	13,840円	20,760円	27,680円	34,600円	69,200円
火災共済掛金	1,200円	2,400円	3,600円	4,800円	6,000円	12,000円

地震等
担保特約

地震、噴火及び津波による損害の場合、加入共済金額の50%を限度として共済金をお支払いする特約です。
(ただし、損害割合が5%以上となった場合に限られます。)

$$\text{災害共済金} = \text{損害額} \times \frac{\text{共済金額} \times 50\%}{\text{新調達価額}}$$

※付保割合条件付実損てん補特約を付した農機具であっても、左記のような算式により損害共済金を算出します。

地震等担保特約付共済掛金表

共済金額	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	1,000万円
総合共済掛金	7,130円	14,260円	21,390円	28,520円	35,650円	71,300円
火災共済掛金	2,250円	4,500円	6,750円	9,000円	11,250円	22,500円

ご加入にあたり
あらかじめご承知いただきたい事項について

◇ 重要事項説明書 ◇

(契約概要・注意喚起情報・その他のご注意点のご説明)

- この書面は、鳥取県農業共済組合(以下、組合という。)が実施する農機具損害共済の契約概要や、お申込に際してご注意いただきたい説明情報、またご契約で得られた個人情報の取り扱いなど、ご契約に関する重要事項について記載したものですので、内容を十分ご確認ください。
- 本書面は、ご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、農機具損害共済約款をご参照ください。
加入申込書への押印は、本書面の説明確認印を兼ねております。

～ 契約概要のご説明 ～

共済の仕組み及び名称

1. 仕組み

農機具損害共済においては稼働中の事故をはじめとする様々な偶発の事故(注)により、ご加入いただいた農機具及び附属装置が損害を受けたときに災害共済金をお支払いします。

(注)「共済金(災害共済金)をお支払いする場合」を参照してください。

2. 共済の名称(種類)

組合が実施する農機具損害共済には、次の2種類の共済があります。

- (1) 農機具総合共済
- (2) 農機具火災共済

補償の対象(共済目的)

補償の対象は、未使用の状態にて取得され、かつ事業規程で定める農機具とします。

- ・ 附属装置を補償の対象とする場合は、申出が必要です。
- ・ 中古農機具にご加入いただく場合は、「付保割合条件付実損てん補特約」の付帯が必要です。

共済金(災害共済金)をお支払いする場合

1. 災害共済金のお支払い対象となる事故(共済事故)は、次のとおりです。

- (1) 農機具総合共済の場合: 火災、落雷、物体の落下・飛来、破裂・爆発、盗難による盗取若しくははき損、鳥獣害又は第三者行為による不可抗力のき損。衝突、接触、墜落、転覆、異物の巻き込み。台風、旋風、突風、暴風雨、洪水、豪雨、高潮、降ひょう、雪崩等の雪害、土砂崩れ、崖崩れ、地滑り、その他これらに類する自然災害(地震及び噴火並びにこれらによる津波(以下「地震等」といいます。))及び落雷による損害を除きます。)、地震等(ただし、地震等担保特約を付したの場合のみ)

- (2) 農機具火災共済の場合: 格納中(申込書記載の格納場所に格納され稼働していないこと。以下同様とします。)に生じた火災。格納中に生じた地震等(ただし、地震等担保特約を付したの場合のみ)

2. 災害共済金のお支払額

災害共済金のお支払額は、損害の額に共済金額の新調達価額(共済目的と同一の機種で、同一又は類似の性能を有する新規の農機具を取得するために要する価額)に対する割合を乗じて得た額となります。なお、損害の額は、新調達価額を限度として、その損害の発生直前の状態に復旧するために必要な費用の最低額となります。共済金額が共済目的の新調達価額に満たない場合、損害額の一部しか補償が受けられませんので、十分な補償が受けられるよう新調達価額いっぱいにご加入ください。また、農機具損害共済は、新調達(再取得)価額までを補てんする仕組みですが、損害が生じてから一年以内に復旧しなかった場合、時価損害額によって算定した共済金のお支払いとなりますので、ご注意ください。

なお、損害の額については、格納中以外の共済事故による損害の場合及び共済事故による損害発生の通知が事故発生日から1ヶ月以上経過した場合は、減額がありますのでご注意ください。

共済金(災害共済金)をお支払いしない場合

1. 次に掲げる損害に対しては、災害共済金を支払いません。

- (1) 共済掛金等をお支払いいただく前に生じた損害
- (2) 加入者(加入者でない方で共済金を受取る方も含めます。)又はそれらの方の法定代理人の故意又は重大な過失によって生じた損害
- (3) 加入者と同じ世帯に属する親族の故意によって生じた損害

- (4) 運転者の故意又は重大な過失によって発生した損害
- (5) 農作業以外の使用目的による事故によって発生した損害
- (6) 共済目的に存在する欠陥、摩滅、腐食、さびその他自然消耗による損害
- (7) 故障(偶然な外来の事故に直接起因しない共済目的の電氣的又は機械的損害をいいます)。
- (8) 凍結(ラジエーターの冷却水の抜き忘れによる凍結破損等)によって発生した損害。
- (9) 消耗部品(タイヤ・クローラ・ベルト・刈刃等)にのみ発生した損害
- (10) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動によって生じた損害
- (11) 地震等によって生じた損害。(地震等によって生じた火災、破裂又は爆発、これらが拡大して発生した損害も含みます。)
- (12) 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性に起因する事故によって生じた損害

2. 共済約款に記載されている次の場合には共済金をお支払いできない場合があります。

- (1) 「損害発生の場合の手続き」の通知を怠り又は故意若しくは重大な過失により不実の通知をしたり損害調査を妨害した場合
- (2) 「損害防止義務」の指示に従わなかった場合
- (3) 「通知義務」、「告知義務」又は「重大事由による解除」により契約を解除した場合
- (4) 共済金の請求手続を行使することができる時から3年間行使しない場合

付帯できる特約及びその概要

付帯できる特約及びその概要は、次のとおりです。なお、詳しくは特約条項でご確認ください。

特約の名称	特約の概要	留意事項
付保割合条件付実損てん補特約	主に中古で購入した農機具を対象に、加入時の契約内容が一定の条件を満たしたとき、損害の額をそのまま災害共済金としてお支払いします。	掛金等は約定割合ごとに設定された係数を乗じた額となります。
臨時費用担保特約	事故の際の臨時の出費のために、共済金額に損害割合の10%を乗じた額を臨時費用共済金としてお支払いします。加入者が死亡・後遺障害を被った場合、1名ごとに共済金額×30%(50万円限度)、けがによる入院が必要となった場合は、1名ごとに共済金額×5%(20万円限度)の傷害費用共済金を加算して支払います。	共済掛金等は臨時費用共済金に相当する分が割増となります。
自動継続特約	毎年の更新手続きが不要となり、満了する契約内容と同内容で契約を自動継続いたします。自動継続期間に制限はありません。	共済掛金等は毎年お支払いいただきます。
地震等担保特約	地震、噴火及び津波による損害の場合、加入共済金額の50%を限度として共済金をお支払いします。	損害割合が5%以上となった場合に限り、

共済責任期間

- (1) 共済責任期間は、1年です。なお、ご都合により始期を同じにするために限り、1ヶ月を単位として1年未満の共済責任期間でご契約することができます。
- (2) ご契約者の共済責任期間は、加入申込書に記載した責任開始日の午後4時から翌年同日の午後4時までとなります。加入申込後にお送りする「加入承諾書兼共済掛金等納入通知書」に記載されている納入期限日までにお支払いください。なお、共済責任期間は、後日お送りする農機具損害共済証券でご確認ください。
- (3) 加入申込書に記載された責任開始日を過ぎてお支払いいただいた場合の責任期間は、お支払日から1年となります。なお、共済掛金等のお支払い前の事故については、共済金のお支払いはできません。

契約条件 (共済金額等)

1. 契約の単位：農機具1台ごとの契約となります。

2. 共済金額の設定

(1) 共済金額は、3の設定条件の範囲でご契約ください。

(2) 共済金額は、事故が発生した場合に十分な補償が受けられるよう、共済目的の新調達価額いっぱいにご設定してください。共済金額が新調達価額に対して過少の場合は損害額の一部しか補償されず、過大の場合は新調達価額が限度となります。

3. 共済金額の設定条件

(1) 農機具損害共済の最高限度額は、1台1,000万円です。

(2) 共済金額の設定は、1台ごとに5万円以上で、1万円単位となります。

共済掛金等

共済掛金等は、共済金額、付帯する特約などにより決まります。

詳しくは、組合までお問い合わせください。

共済掛金等の払込み方法

共済掛金等の払込み方法には、口座振込、口座振替、現金納入があります。農機具損害共済の継続申込特約を付帯した場合の払込みは、「付帯できる特約及びその概要」でご確認ください。

～ 注意喚起情報のご説明 ～

告知義務・通知義務等

1. ご契約時の注意事項 (告知義務-加入申込書の記載上の注意事項)

- ・契約者には、ご契約時に危険に関する重要な事項として組合が告知を求めたもの(告知事項)について事実を正確に告知いただく義務(告知義務)があります。
- ・加入申込書に記載された内容のうち★印が付いている項目が告知事項です。この項目が、事実と違っている場合、又は事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除したり、共済金をお支払いできないことがありますので、加入申込書の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

- (1) 農機具の情報：機種名、銘柄、形式・区分、車体番号、附属装置、購入年月、購入区分、格納場所
- (2) 他の保険・共済契約等のに関する情報：農機具を契約の対象とする他の保険契約又は共済契約

2. ご契約後にご連絡いただくべき事項 (通知義務事項等)

- ・ご契約後、加入申込書に記載された内容のうち、☆印が付いている項目に変更・訂正があった場合及び次に掲げる事実が発生した場合には、遅滞なく組合にご通知ください。
- ・ご通知がない場合には、ご契約を解除したり、共済金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。
- ・ご通知いただいた内容により、ご契約の変更を行いますが、変更できない場合は、ご契約の全部又は一部を解除する場合があります。

【通知事項等】(加入申込書の☆印以外の場合)

- (1) 農機具を譲渡する場合
- (2) 農機具を解体または廃棄する場合
- (3) 農機具が共済事故以外の原因により破損した場合
- (4) 農機具の用途を変更し、又は著しく改造した場合
- (5) 農機具の格納場所、又は設置場所を変更した場合
- (6) 共済事故に係る危険が著しく増加した場合
- (7) 告知事項の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合

損害防止義務

- (1) 共済契約者は、共済目的について通常の管理や操作を怠ってはならず、事故が発生したとき又はその原因が生じたときには、損害の防止又はその軽減に努めるなどの損害防止義務があります。
- (2) 損害防止義務を怠ったときは、損害の額から防止又は軽減することができたと認められる額を差し引くことがあります。

重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、共済金をお支払いできないことがあります。

- (1) 共済金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせよう

とした場合

- (2) 共済金の請求について詐欺を行い、または行おうとした場合
- (3) 組合の契約者の信頼を損ない、契約の存続が困難な重大な事由があった場合

組合の解散時等の取扱い

組合は、行政庁の指導のもと、事業の健全な運営に努めています。解散せざるをえなくなったとき農業保険法では契約を終了し、まだ経過しない共済責任期間に対応する共済掛金は加入者に払い戻すこととなっています。しかし、財務状況によっては削減されることがあります。詳しくは、組合にお問い合わせください。

その他のご説明

1. 注意喚起情報のほかにご注意いただきたい事項

(1) 超過共済による共済金額の減額

- ・ご契約の際に設定された共済金額が共済目的の価額を超えていたことについて、ご契約者の善意でかつ重要な過失がなかった場合、ご契約者はその超過する部分についてご契約日から取り消すことができます。
 - ・ご契約後の共済目的の価額が著しく減少し共済金額が共済価額を超過した場合、ご契約者はその超過した部分について、超過した時から先の期間について共済金額の減額を請求することができます。
 - ・格納中以外の事故は、損害額の10%または10万円のうちのいずれか低い方の額が免責になります。なお、共済責任期間内に同一機種の事故が起きた場合、2回目の事故は損害額の30%、3回目の事故は損害額の60%が免責になります。ただし、格納中以外の事故であっても、損害評価員が加入者の過失が全くないと認めたとき、また、共済責任期間内の支払共済金合計額が免責計算額より少ないときは、免責の額が低くなる場合もあります。
- 詳しくは、組合にお問い合わせください。

(2) 掛金等の返還・追加

- ・通知義務事項等により、契約内容の変更又は契約を解除した場合、約款等の規定により共済掛金等の返還又は追加請求をいたします。
- ・解除の理由によっては、共済掛金等を返還しない場合があります。

2. 事故が起こった場合の手続き等

(1) 事故が起こった場合の手続き

- ・事故が発生した場合、遅滞なく組合にご連絡ください。事故発生通知が1か月以上遅延した場合、遅滞月数に応じて免責割合が適用されます。
- ・ご契約者は、組合から請求した書類を作成し、事故を通知した日から30日以内に提出してください。
- ・組合は、事故による損害があった共済目的について必要な調査をすることができます。
- ・事故の通知を怠ったり、故意若しくは重大な過失により不実の通知をし、また正当な理由がなく損害調査の妨害、請求書類に不実の記載や変造した場合、契約を解除し、共済金を支払わない場合があります。

(2) 共済金支払後の共済契約

災害共済金の支払合計額が、共済金額に相当する金額になったとき共済関係は消滅します。災害共済金の支払額が共済金額に達するまでは、共済契約は当初契約の内容で共済責任期間の終了日まで継続します。

個人情報の取扱いについて

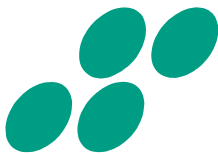
- (1) ご加入の内容、申込書記載事項やその他の知り得た情報(以下「個人情報」という。)については、組合が、引受の判断、共済金等の支払、共済契約の継続・維持管理、各種サービスの提供・充実を行うために利用(以下「利用目的」という。)します。

また、本共済関係に関する個人情報は、組合が実施する他の共済の案内等のために業務に必要な範囲で利用することがあります。

- (2) 法令により必要と判断される場合、加入者・公共の利益のために必要と考えられる場合、個人情報の利用目的のために業務を委託する場合、他の共済・保険との支払分担を行う場合、必要な範囲で個人情報を第三者に提供することがあります。

NOSAI からのお願い

- ①日頃から、農機具を大切にしてください。(点検・整備等)
- ②事故発生・買い替え・売却・譲渡などあれば、すぐに組合までご連絡ください。
特に事故は、発生から報告までの遅滞月数によって免責が発生します。
- ③手続きに必要な書類等をお願いすることがありますので、ご協力お願いします。



安心のネットワーク

NOSAI 鳥取

HP <http://nosai-tottori.jp/>

お問い合わせは最寄りの各支所まで

東部支所

〒680-0905 鳥取市賀露町4074番地

フリーダイヤル **0120-031-870**

TEL:0857-37-3301

FAX:0857-37-3302



中部支所

〒689-2202 東伯郡北栄町東園271

フリーダイヤル **0120-031-180**

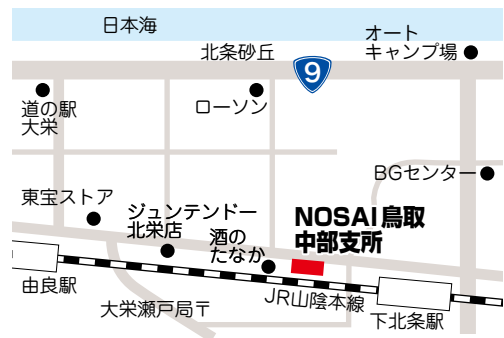
TEL:0858-37-5252

FAX:0858-37-5025

※本所は中部支所に併設

フリーダイヤル **0120-031-559**

TEL:0858-37-5631 FAX:0858-37-4121



西部支所

〒683-0004 米子市上福原658-1

フリーダイヤル **0120-031-492**

TEL:0859-22-1001

FAX:0859-22-1094



令和6年4月作成